

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	猟銃・空気銃・産業用銃・刀剣類等管理ファイル
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	猟銃及び空気銃等の許可その他銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号、以下「銃刀法」という。）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
5	記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1 猟銃・空気銃・クロスボウ (マニュアル処理ファイル) 1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 住所、5 氏名、6 性別、7 生年月日、8 登録自由発生年月日、9 許可番号、10 有効期間、11 商品名等、12 銃口径、13 銃特徴、14 銃番号、15 銃全長、16 銃身長、17 適合実（空）包、18 替え銃身本数、19 替え銃身、20 用途別、21 管轄警察署、22 追加打刻番号、23 記事、24 取消事由又は失効事由、25 問題銃状態、26 原許可年月日、27 原交付年月日、28 譲受年月日、29 前住所、30 職業、31 警察職員番号、32 電話番号、33 譲受銃砲店、34 メーカー名、35 モデル名、36 違反条文、37 旧所持者、38 譲渡先、39 検査欄、40 更新関係 ・ 第2 産業用銃・刀剣類 (電算処理ファイル) 1 銃種、2 許可証番号、3 本（国）籍、4 許可番号、5 住所、6 氏名、7 性別、8 生年月日、9 登録自由発生年月日、10 商品名（モデル名）、11 銃口径、12 銃番号、13 銃全長、14 銃身長、15 用途別、16 管轄警察署、17 管轄交番、18 取消事由又は失効事由、19 メーカー名 (マニュアル処理ファイル) 20 適合実（空）包、21 替え銃身本数、22 替え銃身、23 特記事項、24 原交付年月日、25 譲受年月日、26 職業、27 電話番号、28 譲受先（旧所持者）、29 譲渡先、30 検査欄
6	記録範囲	銃刀法第4条の規定による銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者、第9条の4第1項第1号の規定により指定を受けた教習射撃場を管理する者（第9条の6第2項の規定により届出があった場合）、第9条の9第1項第1号の規定により指定を受けた練習射撃場を管理する者（第9条の11第2項の規定により届出があった場合）、譲渡を受けた銃砲店又はクロスボウ販売事業者（第8条第3項の規定による抹消の申請又は第9条第3項の規定による許可証の返納があった場合）
7	記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
9	記録情報の経常的提供先	警察庁

10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 津市栄町一丁目100番地	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	第1 猟銃・空気銃・クロスボウの3、4、5、15、16、18、19及び20、並びに第2 産業用銃・刀剣類の3、5、6、13、14、15、21及び22の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、銃刀法第7条第2項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第32条による。	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
		令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受けの組織の名称及び所在地	(名称) 三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (所在地) 〒514-8514 津市栄町一丁目100番地	
15	行政機関等匿名加工情報の概要		
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けの組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
18	備考	記録項目のうち、マニュアル処理ファイルに該当するものについては紙媒体で保存されている個人情報ファイルであつて、加工可能な状態とするために多大な作業を要するものであることから、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加工できない。	